

昭和四十五年法律第三百三十三号
公害防止事業費事業者負担法

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	第二章 事業者の負担総額及び事業者負担金（第三条—第五条）	第三章 事業者負担金の決定及び納付（第六条—第十四条）
附則 第一章 総則（第十五条—第二十一条）	附則 第一章 総則（第十五条—第二十一条）	附則 第一章 総則（第十五条—第二十一条）
（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）
第一条 この法律は、公害防止事業に要する費用の事業者負担に関し、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他必要な事項を定めるものとする。	第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。	第三条 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者にその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。
二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業	二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業	二 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。
三 汚いでその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業	三 汚いでその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業	三 第二条第二項第三号に係る公害防止事業の費用負担計画の変更
四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業	四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業	四 第二条第二項第一号から第三号により算定する額を減じた額をもつて負担額とする。
五 工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第一号から第三号	五 工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第一号から第三号	五 第二条第二項第一号に係る公害防止事業の費用負担計画の変更

3 第四条 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額（以下「負担総額」という。）は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの（以下「公害防止事業費」という。）の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。（事業者の負担総額）	3 第四条 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額（以下「負担総額」という。）は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの（以下「公害防止事業費」という。）の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。（事業者の負担総額）	3 第二条の二 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。（事業者の負担）
2 第五条 施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならぬ。（費用負担計画）	2 第六条 施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。	2 第六条 施行者は、第六条第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、次項に規定する者（事業者負担金の額の決定及び通知）
一 公害防止事業の種類	一 公害防止事業の種類	一 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更（軽易な変更を除く。）について準用する。
二 費用を負担させる事業者を定める基準	二 前項の費用負担計画に係る公害防止事業の費用負担額及びその算定基礎	二 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更（軽易な変更を除く。）について準用する。
三 公害防止事業費の額	三 公害防止事業費の額	三 第二条第二項第五号に係る公害防止事業の費用負担額及びその算定基礎
四 費用負担額及びその算定基礎	四 前項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。	四 第二条第二項第五号に係る公害防止事業の費用負担額及びその算定基礎

5 第七条 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。	5 第八条 施行者は、第六条第五項の規定により費用負担計画を定めたときは、次項に規定する者（事業者負担金の額の決定及び通知）	5 第八条 施行者は、第六条第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、次項に規定する者（事業者負担金の額の決定及び通知）
2 第九条 施行者は、第六条第二項の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者に對し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。	2 第九条 施行者は、第六条第二項の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者に對し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。	2 第九条 施行者は、第六条第二項の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者に對し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。
3 第十条 施行者は、第六条第二項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者に對し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。	3 第十条 施行者は、第六条第二項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者に對し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。	3 第十条 施行者は、第六条第二項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者に對し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。
2 第十一条 施行者は、次の各号に掲げる事業における第四条第二項の規定を適用して減ずべき額を負担総額とすることが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第二項の額に乗じた額を基準として前条第二項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。	2 第十二条 施行者は、次の各号に掲げる事業における第四条第二項の規定を適用して減ずべき額を負担総額とすることが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第二項の額に乗じた額を基準として前条第二項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。	2 第十二条 施行者は、次の各号に掲げる事業における第四条第二項の規定を適用して減ずべき額を負担総額とすることが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第二項の額に乗じた額を基準として前条第二項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
3 第十三条 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めた後、費用を負担させる事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要が生じたとき	3 第十四条 施行者は、第一項又は前項の規定により費用負担計画を定めた後、費用を負担させる事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要が生じたとき	3 第十四条 施行者は、第一項又は前項の規定により費用負担計画を定めた後、費用を負担させる事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要が生じたとき

は、事業者負担金の額を変更して、当該各事業者に對し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

第十条 負担総額が設置費と管理費とに区分されているときは、施行者は、毎年度、第六条第一項の費用負担計画に基づき管理費を負担させる各事業者及び当該管理費に係る事業者負担金の額を定めて、各事業者に対し、その者が納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。当該管理費に係る事業者負担金の額を定めたとき、各事業者に対し、その者が納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

第十二条 前条第二項及び第三項の規定は、管理費に係る事業者負担金の額の決定及び変更について準用する。

(収入の帰属)

第十三条 第一条及び第二項の規定は、管理費に係る事業者負担金の額の決定及び変更について準用する。

(強制徴収)

第十四条 第一条の規定は、公害防止事業に係る費用の事業者負担に関する手続は、施行者が定める。

(公害防止事業費負担審議会の設置)

第十五条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、施行者である国の行政機関で政令で定めるところにより、公害防止事業費負担審議会を置くことができる。

(中小企業者に対する配慮等)

第十六条 この法律に基づく中小企業者の費用負担に関する場合は、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準及び負担総額の配分の基準の決定並びに事業者負担金の納付について適切な配慮をするほか、国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第十七条 施行者は、第六条第一項の費用負担計画又は事業者負担金の額を定めるため必要があると認めるときは、当該公害防止事業に係る地域において事業活動を行なう事業者に対し、その事業活動に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

(港務局についてのこの法律の適用)

第十八条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の港務局は、この法律の適用について、次条第四号中「条例」とあるのは、「港湾法第十二条の二の規程」と読み替えるものとする。

2 施行者は、前項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の一部であるときは、事業者負担金の額の決定に準じて、当該申出に係る事業者が共同で負担すべき額を定めなければならない。

第十九条 第六条第一項及び第八条第一項の審議会は、次のとおりとする。

一 施行者が都道府県知事である場合においては、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

二 施行者が市町村長である場合においては、環境基本法第四十四条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(当該合議制の機関が置かれていらない市町村にあっては、条例で定めるところにより置く審議会その他の合議制の機関)

三 施行者が市町村長である場合においては、環境基本法第四十四条の規定により置かれた審議会その他の合議制の機関(当該合議制の機関が置かれていらない市町村にあっては、条例で定めるところにより置く審議会その他の合議制の機関)

改正規定、第十條中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十二条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を行ふ。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月六日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月二日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に実施する事業について適用する。

附 則 (昭和六二年六月二日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一六日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一六日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条第一号の規定に基づいて行う事業(旧事業團法第十八条第一項第二号に掲げるものに限る)により設置する施設の譲受けを含

(共同納付の場合の特例)

第十三条 施行者は、第六条第一項の規定により費用負担計画を定めた場合において、当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部又は一部から当該各事業者が負担すべき額について納付する方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、第九条第一項及び第二項(第十条第二項において準用する場合を含む)並びに第十条第一項の規定にかかるわらず、当該各事業者に係る事業者負担金の額を定めることができる。

第十九条 第六条第一項及び第八条第一項の審議会は、次のとおりとする。

一 施行者が都道府県知事である場合においては、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

二 施行者が市町村長である場合においては、環境基本法第四十四条の規定により置かれた審議会その他の合議制の機関(当該合議制の機関が置かれていらない市町村にあっては、条例で定めるところにより置く審議会その他の合議制の機関)

三 施行者が市町村長である場合においては、環境基本法第四十四条の規定により置かれた審議会その他の合議制の機関(当該合議制の機関が置かれていらない市町村にあっては、条例で定めるところにより置く審議会その他の合議制の機関)

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一九日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年一月一九日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条第一号の規定に基づいて行う事業(旧事業團法第十八条第一項第二号に掲げるものに限る)により設置する施設の譲受けを含

むものとし、当該譲受けの事業に係る前条によ
る改正前の同法第十八条の規定の適用について
は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八条 附則第三条から第五条まで、第七条
から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第
二十四条及び前二条に規定するもののほか、機
構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律
の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
る。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一から二まで 略

第三条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一から二まで 略

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一から二まで 略

第三条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及
び第七十五条の規定 公布の日
附 則 (平成一九年七月六日法律第一
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
る。